

諸外国等におけるグリーン購入の取組について

1. オーストラリア

(1) 背景

オーストラリアにおいては、1990年に Ecologically Sustainable Development (ESD) の原則を定め、政府も含めた国内全体のグリーン化を推進している。政府のグリーン化については、環境マネジメントシステム (EMS) の構築、Commonwealth Energy Policy によるエネルギー効率の改良対策等に取り組んでいる。2001年5月8日、全省庁長官は、2002年12月までにEMSを構築し、2003年12月までには少なくとも1つ以上の主要サイトにおいて認証取得を進めることが決定された。

グリーン購入に関しては、EMSの主要部分と位置付けて推進を図ることとされているほか、Commonwealth Energy Policyにおいても、自動車の導入やビルの新築に当たっては省エネルギーを考慮すること (a National Housing Energy Rating Scheme が適用される建築物については 4-star 以上)、オフィス備品及び器具についてはエナジースターや the Appliance Energy Efficiency Rating Label Scheme の 4-star 以上の評価を得ているものとする、燃料消費量の目標を開発し 2003 年より適用すること等が求められている。

(2) A Greening Government Procurement Guide

各省庁が調達する物品等の「グリーン度」分析の詳細とチェックリストを記載した、A Greening Government Procurement Guide が 2001 年中に WEB サイトにて公開されるとのことであるが、現時点では未掲載である。

政府調達に求められる政策及び原則を定めた The Commonwealth Procurement Guidelines は既にサイト上で公開されており、この中では、value for money として単に安価な製品ではなく費用対効果を考慮することが示され、環境側面も中心的な原則としている。さらに、契約に当たっては物、品等の品質、機能、価格などと同等またはそれ以上に「環境に好ましい」物品等を優先購入すべきであり、そのために環境条項 (Environmental Clause) を仕様を含めるべきとしている。

(3) Energy Rating label 及び The Minimum Energy Performance Standards (MEPS)

1986 年より、電気製品のエネルギー効率及び年間エネルギー消費量を相対的に示した Energy Rating label が導入されており、現在、冷蔵庫 / 冷凍庫、衣類洗濯機、衣類乾燥機、皿洗機及びエアコンの 5 品目が対象となっている。

また、1999 年より、The Minimum Energy Performance Standards (MEPS) により国内で販売される電気製品のエネルギーパフォーマンスの最小基準が義務付けられ、制度開始時の 2 品目 (冷蔵庫 / 冷凍庫及び電気ポット (electric storage water heaters)) から、2001 年にはエアコン及び電気モーターを加えた 4 品目が対象となっている。

2 . ジャマイカ

(1) 背景

ジャマイカでは、政府のグリーン化を推進するため、カナダ国際開発庁の協力のもと、Environmental Action Program (ENACT) を立ち上げ、1996 年から実施している。実際の計画の作成は同国政府の the National Environment and Planning Agency (NEPA) と、カナダの Joint Venture である Dessau-Soprin & Marbek による。計画は 2004 年までの予定とされており、グリーン購入の推進等を含む政府のグリーン化のみならず、NEPA の機能拡充等を目的としている。計画の進捗状況については、四半期毎にカナダ国際開発庁から報告書が公表されている。

一方、逼迫した財政運営を立てなおすことを目的として 1999 年にジャマイカ政府首相府から発出された Orane Initiative を実施するため、ジャマイカ政府の各省庁は Environmental Stewardship Action Plan を策定することとされている。

(2) ガイドライン

ジャマイカ政府では、The Ministry of Finance and Planning が所掌している The Financial Administration and Audit Act (FAA Act) に基づき調達政策・方針の策定及び政府支出の監視が実施されている。また、契約に関しては The Ministry of Finance and Planning が所掌する The Contractor General Amendment Act (CGA Act) に基づき、The National Contract Commission に対して政府の契約の管理及び評価に関する権限が与えられている。同委員会は政府の設立による独立の機関であり、効率的・透明かつ公平な政府契約の締結・実施の推進を目的としている。これらの調達担当機関の監修・編纂により、2001 年には“Handbook of Public Sector Procurement Procedures”が公表されている。ここでは公共調達に環境配慮を組み込むことが可能であるという財政当局の見解を公にされており、これまでジャマイカ政府におけるグリーン購入推進の障害のひとつとされてきた効率性の追求と環境配慮の関係が整理されることになることから、今後同国におけるグリーン購入の新たなスキームの確立が考えられる。

(3) エコラベル

ジャマイカでは、The Jamaican Bureau of Standards (JBS) において、世界銀行の資金提供をもとに 1987 年より「エネルギー効率ラベリングプログラム(an energy efficiency labeling program)」を検討しており、「冷蔵庫／冷凍庫」、「エアコン」及び「ガス／電気ストーブ」の 3 品目に関する環境ラベリングの規格化が進められている。

現在、「冷凍庫／冷蔵庫」について規格化済みであり、135 製品についてテストが実施され、JBS 規格である「Ener\$ave Jamaica label」が用いられている。「Ener\$ave」は voluntary standard であるが、「冷蔵庫／冷凍庫」供給者のおよそ 80% が参加しており、JBS では現在、全供給者の参加を呼びかけるとともに、続いて「エアコン」の規格化を進めている。

3．その他の諸外国におけるグリーン購入への取組（概略）

(1) ニュージーランド

ニュージーランドにおいては、オーストラリアの MEPS を採用し、三相モータ、冷蔵庫／冷凍庫及びエアコンの3品目を対象としている。

(2) インド

インドでは、ECO-MARK として洗剤、紙類等 16 カテゴリーを整備しているほか、国連開発計画（UNDP）の資金提供により物品等の環境評価（Green Rating）を進めている。

(3) シンガポール

2001 年 11 月に修正された Singapore Green Plan 2012 において、省庁が連携して ISO14001 の認証取得を行うこと等により、政府のグリーン調達を図り、産業界においても ISO14001 等の環境マネジメントシステムの構築を推進することとされている。

(4) 韓国

1997 年より、環境ラベリング制度とは別に、リサイクル製品の品質証明制度を設けており、2000 年 4 月現在 16 分野 166 製品となっている。本制度により指定された製品が、政府調達の基本となっている。また、Environmental Policy Focus for 2001 においては、オンラインリサイクルマーケットの拡大等を図り、“Recycling Item”の優先調達により、リサイクル産業の振興を図ることとしている。

4．OECD における公共調達グリーン化に関する政策

(1) 方針

OECD における公共調達のグリーン化に関する施策は、1996 年 2 月にパリで開催された OECD 閣僚級評議会における「政府の環境パフォーマンスの改善に関する勧告」¹の採択を機に開始された。勧告は、消費者としての政府が環境負荷の少ない製品やサービスの調達及び施設や行政の環境パフォーマンスの改善を実施することにより、より環境負荷の少ない、持続的発展が可能な消費・生産パターンに実現に資することができるとしており、各加盟国への勧告として、"establish and implement policies for the procurement of environmentally sound products and services for use within governments" と規定している。

2001 年 5 月の環境大臣会合において採択された"Environmental Strategy for the First Decade of the 21st Century"は、OECD 加盟国の持続的発展に関する環境政策について明確な方向性を示すことによって、OECD 全体としての環境政策の方向性を定めることを目的としたものであり、経済成長と環境圧力の切り離し（decoupling）のための重要な施策としてのグリーン購入の重要性について以下のように記述している。

「ビジネス及び産業には、製品寿命の全てのステージで環境上の効果を考慮する経済の全てのセクタにおける環境に優しい製造方法、製品、及びサービスを保証することに対する特別な責任がある。製品や生産プロセスに関する環境情報の入手可能性、比較可能性をたかめることは、ライフスタイル、及び消費者の選択を環境負荷の少ない製品を志向する方向へ促進し得るものである。これらの産業、及び消費者による努力をサポートするために、政府は環境物品等の市場における競争力を高めるための環境上の外部コストの内部化などの必要な制度を提供するべきである。政府は、グリーン調達の実施によってこれらの取組を先導し、環境物品に対する需要を喚起する必要がある。そして、インフラストラクチャ開発に係る環境負荷を考慮すべきである。」（仮訳）

この戦略の進捗状況は OECD Environmental Performance Reviews（以下、「EPRs」）、及び Environmental Indicator Programme によってモニターされ、今後の OECD Environment Policy Committee(EPOC)の閣僚級会合において進捗状況の評価が行われることになる。

(2) 具体的施策

OECD PERFORMANCE REVIEW について：

OECD Environmental Performance Reviews（EPRs）は、地域的、国際的な環境施策の目的を満たすために、OECD 加盟各国の環境問題の現状及び環境保全施策の進捗状況について調査を行い、更に優れたパフォーマンスを達成するための変更を推薦するため、Conclusions & Recommendations を公表する。評価は全ての OECD 加盟国及び一部の非加盟国を対象に実施され、2000 年までに 32 カ国のレビューが完了し、2001 年からは第 2 回のサイクルが開始されている。OECD の環境施策の方針としての公共調達のグリーン化に

¹ RECOMMENDATION OF THE COUNCIL ON IMPROVING THE ENVIRONMENTAL PERFORMANCE OF GOVERNMENT (adopted by the Council at its 869th Session on 20 February 1996 [C/M(96)4/PROV])

については、最近実施された各国の EPRs の中にも示されている。

(3) 最近の政策動向

国や他の公的機関による公共調達グリーン化がもたらす直接的、間接的な環境負荷低減効果についての調査を実施している。現在、グリーン調達に係る財政・予算及び会計上の課題を重点的な調査対象分野としており、平成 13 年 10 月 27 日～29 日にかけて当該議題に関するワークショップを開催している。²

² Working Party on National Environmental Policy " Budget, Financial and Accounting Issues in Greener Public Purchasing Report on Workshop" Oct 29-30,2001, Vienna.

調査対象国等	取組の現状等				基準等				対象物品等（判明分、基準等に環境ラベルが活用されている場合は基準を有する製品）														
	背景・根拠等	取組の概要	適用対象機関	特記事項・今後の予定等	環境ラベル活用	独自基準作成	チェックリスト作成	内容（カテゴリ、品目等）	紙類	文具類	家具類	電気製品	OA機器	照明	自動車	自動車部品等	繊維製品	台所用品	設備	建設資材	役務	その他	
スペイン	中央政府、自治州政府及び市町村による契約（公共工事、購入など）に関する公共行政契約法には、環境への負荷を考慮した条項はない。 大蔵省では、例えば環境汚染規範に反するような購入は避けているし、省エネについても考慮しているが、内規のようなもので法令に基づくものではない。あくまで公共行政契約法が基本になっている。環境省への問合せによると、全省庁レベルでの環境考慮の規則等はない。環境省としての環境考慮はあるが、他省のことは不明。																						
中国（香港）	政府の購入ガイドライン（Guidelines for Drawing up Tender Specifications）にグリーン購入に関する取組内容が記載されている。		中央政府				○	○再生材料をより多く配合、簡易包装、長期使用可能 ○省エネルギー ○低排出技術、低環境負荷燃料 ○節水 ○使用時において有害物質の排出が少ない ○製造時または廃棄時において有害物質の排出が少ない 【基準例】 用紙：古紙配合率50%以上 トイレットペーパー：古紙配合率98%以上 等															
デンマーク	環境保護法第6条は「公共団体は、この法律の目的に資するための建築、物品購入、物品の使用等を行わなければならない」と規定しており、中央政府及び地方公共団体における環境負荷低減に資する産品・サービスの調達を推進することとしている。しかし、条項は広域な分野の一部分であり、かつ、努力規定として法的拘束力を有するものではない。	中央政府のすべての省と地方公共団体の約60％は、この条項に基づいて環境負荷低減に資する産品・サービスの調達について指針等を作成している。	政府、地方公共団体	現状では予算等から割高になる産品の購入が順調に伸びているとはいえないことから、複数の省及び自治体が共同で物品・サービスを購入することでコストを低減し、環境負荷低減の製品・サービスの普及を図る取組を始めようとしている。			○	2000年末現在50製品分野が対象となっている（机とテーブルについては英語版のガイドラインを公表）。															
ノルウェー	現在、環境負荷の少ない物品等を調達するための法律等はない。しかし、1992年施行の公共調達に関する法律の改正法が、本年7月施行され、同改正法には、以下の規定がある。 第6条 資源と環境を考慮した調達 国・自治体及び第2条第1項Bで定める法人は、調達計画時にライフサイクルコスト及び環境への影響を考慮しなければならない。	ノルウェーの国営・民間企業向けに環境省によって「GRIPセンター」が1995年に設立され、同センターから環境に配慮した物品調達ガイドラインの「GRIP Purchasing」が公表されている。国においては、同ガイドラインに沿って物品調達が行われている。	国、自治体及び国・自治体により、活動及び組織の殆どを管理され、又は、組織及び活動に対し決定的な影響を受け、又は、組織の半数以上の構成員が指名されている組織（改正法第2条第1項B）	1997年に環境に配慮した一般的な物品購入ガイドラインである「GRIP Purchasing」を、1998年に自動車及び自動車輸送に関する「GRIP's Advice to Purchasers of vehicles/road transport」及びオフィス家具に関する「GRIP's Advice to Purchasers of Office Furniture」をそれぞれ公表している。	○	○	○	ノルディックスワン、EUエコラベル、ブルーエンジェル等の基準適合のチェック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ホテル 等		
台湾	「政府調達法」第96条により定められた環境保護標準対象製品（台湾グリーンマーク）及びそれと同一あるいは類似の機能を有する環境保護製品を優先的に調達する。	グリーン調達対象製品の優先選択に当たっては、価格面において10%までの価格優遇比率を設定可能である。	政府機関	台湾の承認・協議のある外国の環境ラベル対象製品（カナダのEnvironmental Choice Program、米国のGreen Sealとそれぞれ相互認証）についても適用。	○			優先選択がなされる環境ラベルであるグリーンマーク認定製品は、現在70カテゴリ、1,018製品が指定されている。	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			
オーストラリア	政府のグリーン化に当たっては、環境マネジメントシステムの導入、Commonwealth Energy Policyによるエネルギー効率向上等があげられており、グリーン購入が取組の中心として位置付けられている。	自動車の導入やビルの新築に当たって、省エネルギーを考慮すること（a National Housing Energy Rating Schemeが適用される建築物については4-star以上）、オフィス備品及び器具についてはエナジースターやthe Appliance Energy Efficiency Rating Label Schemeの4-star以上の評価を得ているものとする、燃料使用量の目標を設定し2003年より適用すること等が、Commonwealth Energy Policyにおいて求められている。	政府機関	各省庁が調達する物品等の「グリーン度」分析の詳細とチェックリストを記載した、A Greening Government Procurement Guideが2001年中に公開される予定であるが現時点では未発表。	○	○		・自動車 ・建築物 ・オフィス用品 ・器具、電化製品等															
ジャマイカ	現在、ジャマイカの政府調達に関する法令は「The Financial Administration and Audit Act」及び「The Contractor General Amendment Act」の2法がある。FAA Actは、財政計画省（the Ministry of Finance and Planning）の調達政策・方針の策定、政府支出の監視、調達規定の促進等を規定している。CGA Actは、the National Contract Commissionによる政府契約の裁定と管理を規定している。	対象機関は、契約の承認を得るためにその調達金額に応じた規定に従わねばならない。 ・\$5,000U.S.未満：なし ・\$5,000-10,000：承認供給者リスト中の少なくとも5社から見積を受領する必要あり ・\$10,000以上：the General Contracts Commission(GCC)から承認を得る必要あり また、ジャマイカ政府による主要事業については別途規定あり。 ・\$5 million Jamaican：なし ・\$5-15million：GCCから承認を得る必要あり ・\$15million以上：GCCの承認と内閣の推薦を得る必要あり	政府中央省庁及び地方政府当局、法定団体、行政機関、公営企業	グリーン購入の対象物品等については、環境物品による代替の有益性及びデータ収集・測定の容易性等を考慮して、1～2つ程度の製品カテゴリに絞って取り組むべきとされている。 環境パフォーマンス指標についても、諸外国の取組を参考としつつ構築中である。	○			環境ラベルについては、The Jamaican Bureau of Standards（JBS）において、世界銀行の資金提供をもとに1987年より「エネルギー効率ラベリングプログラム」を検討しており、冷蔵庫／冷凍庫、エアコン及びガス／電気ストーブに関する規格化を進めている。現在、冷蔵庫／冷凍庫について規格化済みであり、JBS規格である「EnerSave Jamaica label」が用いられている。	検討中（一般オフィス用品）	検討中（一般オフィス用品）	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中（燃料・オイル・石油製品）	検討中（食堂用品）		検討中（建築・解体資材）	検討中 印刷製図サービス 清掃サービス 航空・バス・タクシー ホテル等		食品 等	
日本	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」により推進。	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された基本的方向、特定調達品目及びその判断の基準等を踏まえ、取組を推進。各府省等において、毎年度基本方針に即し、調達方針を作成するとともに、調達実績の概要をとりまとめ公表。	国、独立行政法人、特殊法人。地方公共団体は努力義務	特定調達品目及びその判断の基準については、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくこととされている。		○		平成13年度は14分野101品目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○印刷 省エネルギー診断		